

### Ⅲ 政策評価等に関する計画及び平成 22 年度の実施状況等 〔政府全体の状況〕



# 1 各行政機関が行う政策評価（概要）

## (1) 政策評価に関する計画

### ア 計画期間

<b>法の規定</b>
行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、基本計画を定め（法第6条第1項）、また、1年ごとに、実施計画を定めなければならないとされている（法第7条第1項）。

<b>状況</b>
<p>〔「基本計画等の計画期間」のポイント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本計画の計画期間について、18行政機関のうち、3年としている機関が4機関、5年としている機関が11機関、その他3機関となっている。</li> <li>実施計画の計画期間について、17行政機関が会計年度（4月から翌年の3月まで）としている。</li> </ul>

表5 基本計画等の計画期間

計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況								
		平成18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
3年	内閣府			←→						
	公正取引委員会			←→						
	公害等調整委員会			←→						
	法務省			←→						
5年	宮内庁		←→							
	総務省		←→							
	外務省		←→							
	財務省		←→							
	文部科学省		←→							
	厚生労働省		←→							
	農林水産省					←→				
	経済産業省	←→								
	国土交通省				←→					
	環境省	←→								
	防衛省	←→								
その他	国家公安委員会・警察庁				←→			(計画期間) 21. 1. 1～24. 3. 31		
	金融庁			←→			(計画期間) 20. 7. 1～24. 3. 31			
	消費者庁				←→			(計画期間) 21. 9. 1～25. 3. 31		

(注) 1 平成22年度の政策評価に係る直近の計画についての計画期間を表す。

- 2   は基本計画の計画期間、 $\longleftrightarrow$  は実施計画の計画期間を表す。
- 3 国家公安委員会・警察庁及び金融庁は、基本計画の計画期間を会計年度に変更したため、上記のような計画期間となっている。
- 4 消費者庁は、平成21年9月1日に設置されたため、上記のような計画期間となっている。
- 5 農林水産省は、前基本計画の計画期間を平成18年度から22年度までとしていたが、基本理念等の見直しを行い、平成22年8月10日に、計画期間を平成22年度から26年度までとする新たな基本計画を策定した。あわせて、新しい基本計画を踏まえた実施計画（計画期間：平成22年8月10日から23年3月31日まで）を策定した。

## イ 政策評価の対象とする政策及び評価方式

<b>法の規定</b>
行政機関の長は、基本計画において、政策評価の対象とする政策、評価方式等政策評価の実施に関する基本的な考え方について定め（法第6条第2項）、また、実施計画において、計画期間内に事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法を定めることとされている（法第7条第2項）。

<b>状況</b>
各行政機関の基本計画及び実施計画を基に、政策評価の対象とする政策及び評価方式を事前評価及び事後評価別に概括すると、表6及び表7のとおりである。
<p><b>〔事前評価に関する対象政策（義務付けられているもの以外）及び評価方式の概要〕のポイント〕</b></p> <p>事前評価については、法第9条により実施が義務付けられている政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）があるが、基本計画において、それら以外についても実施するよう定めている機関が18機関のうち15機関となっている。また、事前評価の評価方式としては、事業評価方式が中心となっている。</p>

表6 事前評価に関する対象政策（義務付けられているもの以外）及び評価方式の概要

行政機関名	評価対象政策 〔法第9条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
内閣府	国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれる政策	事業評価方式
宮内庁	—	事業評価方式
公正取引委員会	義務付けられているもの以外の規制（実施に努める）	総合評価方式又は事業評価方式
国家公安委員会・警察庁	多額の支出を伴う事業等	事業評価方式（必要に応じ総合評価方式）
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業</li> <li>・ 義務付けられているものに準じるもので、社会的影響の大きい政策</li> </ul>	事業評価方式
消費者庁	国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれる政策	事業評価方式
総務省	事前の検証が必要と認められる政策	事業評価方式
公害等調整委員会	政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じ実施	事業評価方式*
法務省	政策所管部局等が評価対象として必要と認めるもの	事業評価方式
外務省	—	総合評価方式、事業評価方式

行政機関名	評価対象政策 〔法第9条で義務付けられるもの以外〕	事前評価において 基本とする評価方式
財務省	義務付けられているもの以外の政策（実施に努める）	事業評価方式
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの</li> <li>法人税、法人事業税、法人住民税に係る租税特別措置以外の税制及び財政投融资（必要に応じ実施）</li> </ul>	事業評価方式
厚生労働省	予算要求等を伴うものであって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの	事業評価方式
農林水産省	基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策	事業評価方式
経済産業省	原則として基本計画別紙に掲げる34施策	アウトカム目標（予想される効果）等を明示*
国土交通省	新たに導入を図ろうとする施策等（予算、税制、財政投融资、法令等）等	政策アセスメント（事業評価方式）
	公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業	個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）
	重点的に推進する個別研究開発課題等	個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）
環境省	—	事業評価方式*
防衛省	新規主要装備品等の整備（総事業費10億円以上のもの）等	事業評価方式

(注) 1 各行政機関の基本計画を基に作成した。

2 「事前評価において基本とする評価方式」欄において「\*」を付した行政機関は、採用する評価方式について基本計画に明記していないが、本表では、実際に採用している評価方式を記載した。

3 詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」参照。

## 状 況

### 〔「事後評価に関する対象政策及び評価方式の概要」のポイント〕

- 事後評価の方式について、各行政機関は、政策の特性に応じて事業評価方式などの評価方式及び事業、施策、政策などの評価を実施する単位を採用している。  
事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式を全て採用している機関が6機関となっている。また、事業評価方式のみを採用している機関が1機関、実績評価方式のみを採用している機関が6機関及び総合評価方式のみを採用している機関が1機関となっている。
- 実績評価方式を採用している機関が16機関、次いで総合評価方式及び事業評価方式がともに9機関となっており、実績評価方式が最も多く採用されている。
- 「未着手」（法第7条第2項第2号イ）については2機関、「未了」（法第7条第2項第2号ロ）については4機関、「その他の政策」（法第7条第2項第3号）については3機関が、実施計画等において、対象政策を明記している。

(注) 法第7条第2項

第1号 前条第2項第6号の政策のうち、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

第2号 計画期間内において次に掲げる要件のいずれかに該当する政策

イ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じて5年以上10年以内において政令で定める期間（5年）を経過するまでの間に、当該政策がその実現を目指した効果の発揮のために不可欠な諸活動が行われていないこと。

ロ 当該政策が決定されたときから、当該政策の特性に応じてイに規定する政令で定める期間に5年以上10年以内において政令で定める期間を加えた期間（10年）が経過したときに、当該政策がその実現を目指した効果が発揮されていないこと。

第3号 前2号に掲げるもののほか、計画期間内において事後評価の対象としようとする政策

表7 事後評価に関する対象政策及び評価方式の概要

行政機関名	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)			未着手 (法第7条第2項第2号イ)	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	その他の政策 (法第7条第2項第3号)
	事業評価方式	実績評価方式	総合評価方式			
内閣府	—	21 政策 [1 施策含む。]	—	—	—	—
宮内庁	2 政策	—	—	—	—	—
公正取引委員会	—	4 施策等	7 施策等	—	—	—
国家公安委員会・ 警察庁	2 規制	8 基本目標、30 業績目標	1 行政課題	—	—	—
金融庁	過去に事前評価を実施し平成 22 年度に効果が発現する予定の事業 [全事業]	24 施策	—	—	—	—
消費者庁	—	10 施策	—	—	—	—
総務省	14 政策 [1 含む。]	5 政策 [6 (外数) ]	—	—	—	7 政策 (総合評価方式)
公害等調整委員会	—	2 政策	—	—	—	—
法務省	1 施策	7 施策 [3 (外数) ]	4 施策	—	—	—
外務省	—	—	7 基本目標 (24 施策) [4 含む。] 46 具体的施策 [1 含む。]	政府開発援助 8 案件	政府開発援助 24 案件	—
財務省	—	6 総合目標、25 政策目標	—	—	—	—
文部科学省	—	13 政策目標、47 施策目標	実績評価及び事業評価等で明らかになった個別の政策課題 (必要に応じて実施)	—	—	—
厚生労働省	26 事業 [6 含む。] 公共事業 (評価実施要領で規定)	32 施策目標	5 政策	—	公共事業 (評価実施要領で規定)	指標のモニタリング結果等により評価の必要が生じた政策等
農林水産省	81 公共事業実施地区、2 研究課題、2 政策 (租税特別措置)	[3 事業]	1 課題	—	23 公共事業実施地区	—
経済産業省	—	34 施策	—	—	—	—
国土交通省	400 公共事業 (再評価) 61 公共事業 (完了後の事後評価) 1 研究開発課題 (中間評価) 41 研究開発課題 (終了時評価) 2 事業 (租税特別措置等)	13 の政策目標に係る政策	19 テーマ	3 公共事業	34 公共事業	—
環境省	—	9 施策	—	—	—	—
防衛省	8 項目 (中間段階の事業評価) 17 項目 (事後の事業評価)	2 項目	3 項目	—	—	1 項目 (租税特別措置等)
計	9 機関	16 機関	9 機関	2 機関	4 機関	3 機関

- (注) 1 本表は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」の各行政機関の政策評価に関する計画の策定状況における実施計画の主な規定内容を基に作成した。
- 2 [ ]は、成果重視事業に関する状況を表す。成果重視事業とは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定)に基づき、明確な目標設定と強力的な予算執行によって、事業の効率化を目指すものである。
- 3 経済産業省の実施計画では、評価方式を明示していないが、基本計画において、政策評価の実施に当たっては実績評価を基本とする旨記載されている。
- 4 詳細は、後記IV「各行政機関が行う政策評価[行政機関別状況]」参照。

## ウ その他主な事項についての方針

基本計画の策定状況を基に、その他の主な事項についての各行政機関における方針をまとめると、以下のとおりである。

### a. 政策評価の結果の政策への反映

#### 状 況

#### ○ 政策評価の結果の政策への反映に関する事項（法第6条第2項第8号）

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価の結果を政策の企画立案に適切に反映する」、「政策評価担当組織、政策所管部局、予算等を担当する調整部局との連携を図る」旨などを定めている。

### b. 政策評価に関する透明性の確保

#### 状 況

#### ○ インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項（法第6条第2項第9号）

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する情報をインターネットのホームページへの掲載等により公表する」旨を定めている。

#### ○ その他政策評価の実施に関し必要な事項（法第6条第2項第11号）

いずれの行政機関も、法の規定に基づき、基本方針を踏まえ、「政策評価に関する国民の意見・要望を受け付けるための窓口」を明らかにするとともに、寄せられた意見・要望等を適切に活用する旨を定めている。

## (2) 政策評価の実施状況

### ア 評価実施件数

平成22年度における各行政機関の政策評価の実施状況について、事前評価・事後評価別、対象政策等別にみると、図5及び図6、表8から表10のとおりである。

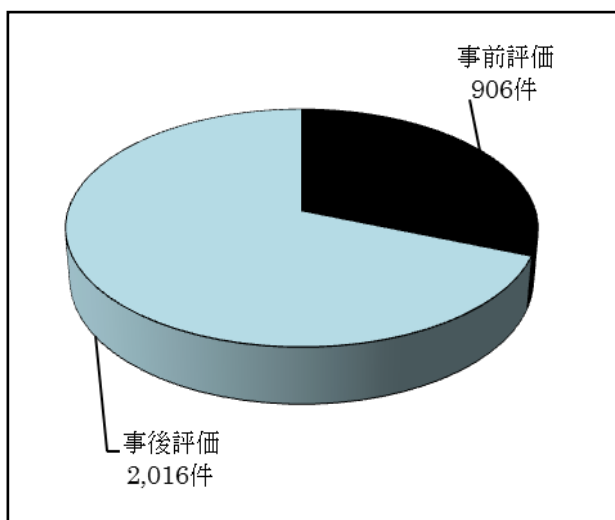
#### [「政策評価の実施状況（評価実施件数）」のポイント]

- 各行政機関の政策評価の総実施件数は2,922件である（前年度2,645件）。
  - 事前評価・事後評価別の実施状況をみると、事前評価が906件、事後評価が2,016件となっている。
  - 評価実施件数が最も多いのは、国土交通省（973件）、次いで厚生労働省（840件）、農林水産省（490件）の順となっており、これらの3機関（2,303件）で全体の約79%を占める。
- \* これらの3機関の評価実施件数が多い理由としては、所管している個別公共事業、研究開発課題の評価の件数が多いことが挙げられる（表9参照）。

（図5、表8）

図5 政策評価の実施状況

(ア) 事前・事後別評価実施件数



(イ) 行政機関別評価実施件数

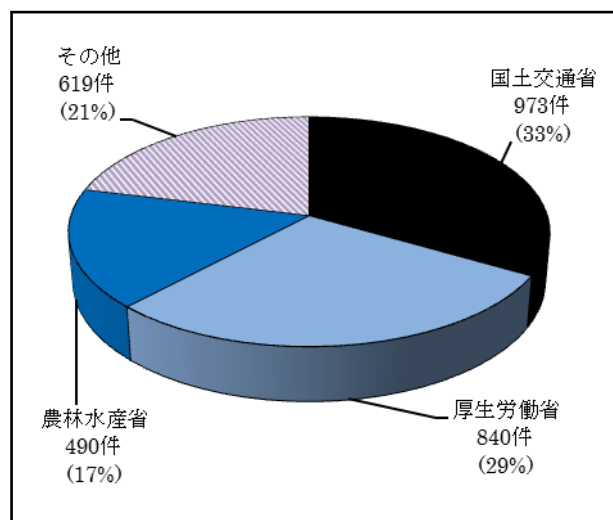


表8 政策評価の実施状況（評価実施件数）

（単位：件）

行政機関名	事前評価	事後評価（法第7条第2項）				計
		実施計画期間内の評価対象政策（第1号）	未着手（第2号イ）	未了（第2号ロ）	左記以外のもの（第3号）	
内閣府	16	21	0	0	0	37
宮内庁	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	0	11	0	0	0	11
国家公安委員会・警察庁	5	33	0	0	0	38
金融庁	25	28	0	0	0	53
消費者庁	0	10	0	0	0	10
総務省	27	26	0	0	7	53
公害等調整委員会	0	2	0	0	0	2
法務省	2	9	0	0	0	11
外務省	40	37	3	10	0	77
財務省	2	30	0	0	0	32
文部科学省	29	47	0	0	0	76
厚生労働省	125	715	0	54	595	840
農林水産省	192	298	0	24	0	490
経済産業省	73	50	0	0	0	123
国土交通省	314	659	3	33	0	973
環境省	34	9	0	0	0	43
防衛省	22	31	0	0	1	53
計	906	2,016	6	121	603	2,922

（注） 規制に係る政策を対象とした事前評価については、一つの評価書で複数の評価が行われている場合、当該評価の数を実施件数として計上した。



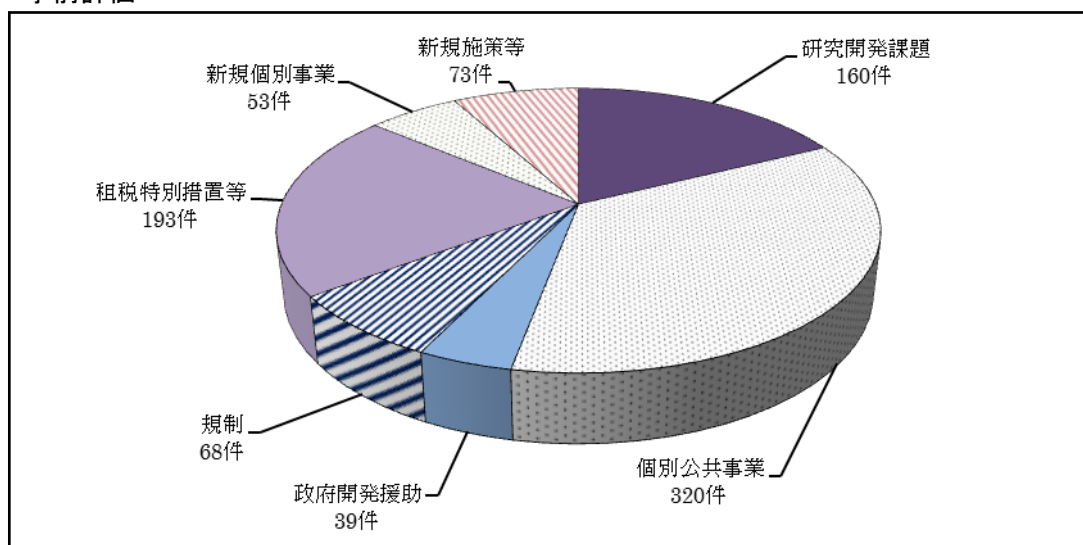
〔「政策評価の対象別の実施状況（評価実施件数）」のポイント〕

- ・ 政策評価の対象政策別の実施状況をみると、事前評価については、個別公共事業を対象としたものが最も多く320件、次いで租税特別措置等を対象としたものが193件、研究開発課題を対象としたもの160件の順となっている。なお、事前評価906件のうち、特定5分野の政策を対象としたものは780件である。
- ・ 事後評価については、完了後・終了時の事業等（研究開発課題、個別公共事業等）を対象としたものが最も多く934件、次いで未着手・未了の事業等（個別公共事業及び政府開発援助）を対象としたもの644件となっている。

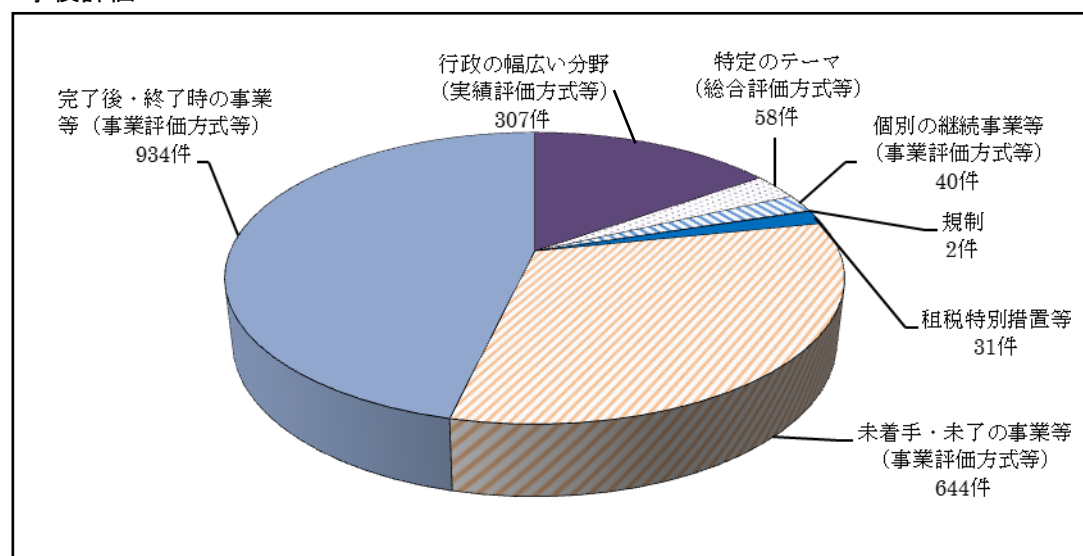
（図6、表9）

図6 政策評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

（ア） 事前評価



（イ） 事後評価





〔「政策評価の方式及び対象とした政策」のポイント〕

各行政機関は、政策の特性に応じて事業評価方式などの評価方式及び事業、施策、政策などの評価を実施する単位を採用し、政策評価を行っている。

(表 10)

表10 政策評価の方式及び対象とした政策

行政機関名	事前評価 評価方式：評価対象とした政策	事後評価 評価方式：評価対象とした政策
内閣府	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [1] 事業評価方式：租税特別措置等 [15]	実績評価方式：21政策 [21]
宮内庁	—	—
公正取引委員会	—	実績評価方式：4施策等 [4] 総合評価方式：7施策等 [7]
国家公安委員会・警察庁	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [4] 事業評価方式：租税特別措置等 [1]	実績評価方式：30業績目標 [30] 総合評価方式：1行政課題 [1] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [2]
金融庁	事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [19] 事業評価方式：租税特別措置等 [6]	実績評価方式：24施策 [24] 事業評価方式：3事業 [3] 事業評価方式：租税特別措置等 [1]
消費者庁	—	実績評価方式：10施策 [10]
総務省	事業評価方式：平成23年度予算概算要求に係る研究開発課題 [7] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [6] 事業評価方式：租税特別措置等 [14]	事業評価方式：14政策 [14] 実績評価方式：5政策 [5] 総合評価方式：7政策 [7]
公害等調整委員会	—	実績評価方式：2政策 [2]
法務省	事業評価方式：法務省所管に係る施設の整備 [1] 事業評価方式：法務に係る調査研究 [1]	実績評価方式：5施策 [5] 総合評価方式：4施策 [4]
外務省	総合評価方式：政府開発援助 [39] 事業評価方式：租税特別措置等 [1]	総合評価方式：24施策 [24] 総合評価方式：13政府開発援助 [13]
財務省	事業評価方式：租税特別措置等 [2]	実績評価方式：6総合目標 [6]、 24政策目標 [24]
文部科学省	事業評価方式：「元気な日本復活特別枠」を活用して要求・要望する事業及びその他の事業 [25] 事業評価方式：租税特別措置等 [4]	実績評価方式：47施策目標 [47]
厚生労働省	事業評価方式：平成23年度予算概算要求に係る新規事業 [11] 事業評価方式(公共事業)：平成22年度新規採択地区 [47] 事業評価方式(研究開発)：平成23年度予算概算要求に係る研究開発 [28] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [11] 事業評価方式：租税特別措置等 [28]	実績評価方式：32施策目標 [32] 総合評価方式：3政策 [3] 事業評価方式：6成果重視事業 [6] 事業評価方式：23継続事業 [23] 事業評価方式：2租税特別措置等 [2] 事業評価方式：66実施地区(再評価) [66] 事業評価方式：583研究開発課題 [583]
農林水産省	実績評価方式：16政策 [16] 事業評価方式(公共事業)：140事業実施地区 [140] 事業評価方式(研究開発)：4研究開発課題 [4] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [2] 事業評価方式：租税特別措置等 [30]	実績評価方式：3成果重視事業 [3] 事業評価方式(公共事業)：期中の評価88事業実施地区、完了後の評価191事業実施地区 [279] 事業評価方式(研究開発)：2研究開発課題 [2] 事業評価方式：租税特別措置等 [14]
経済産業省	事前評価方式：平成23年度予算概算要求に係る既存の施策 [23] (含租税特別措置等 [40]) 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [9] 事業評価方式：公共事業 [1]	事業評価方式：4公共事業 [4] 実績評価方式：35施策 [35] (含租税特別措置等 [11])

行政機関名	事前評価 評価方式：評価対象とした政策	事後評価 評価方式：評価対象とした政策
国土交通省	事業評価方式：平成23年度予算概算要求等に係る新規施策等 [34] 事業評価方式：規制の新設又は改廃に係る政策 [11] 事業評価方式（個別公共事業）：平成23年度予算概算要求に係る新規採択事業等 [108] 事業評価方式（個別研究開発課題）：平成23年度予算概算要求に係る個別研究開発課題等 [115] 事業評価方式：租税特別措置等 [46]	実績評価方式：47施策目標、1成果重視事業[48] 総合評価方式：9テーマ [9] 事業評価方式（個別公共事業）：平成23年度予算概算要求に係る再評価等の473事業 [473] 事業評価方式（個別公共事業）：事業完了後の一定期間経過時の64事業[64] 事業評価方式（個別研究開発課題）：中間評価の研究開発課題[1]、終了時評価の研究開発課題[62] 事業評価方式：租税特別措置等 [2]
環境省	事業評価方式：新設規制 [5] 事業評価方式：租税特別措置等 [5] 事業評価方式：個別公共事業 [24]	実績評価方式：9施策 [9]
防衛省	事業評価方式：平成23年度予算概算要求に係る新規事業 [15] 事業評価方式：平成23年度予算概算要求に係る新規研究開発 [6] 事業評価方式：租税特別措置等 [1]	中間段階の事業評価：8項目[8] 事後の事業評価：事業を完了した17項目[17] 事業評価方式：租税特別措置等[1] 実績評価方式：2項目 [2] 総合評価方式：3項目 [3]

(注) [ ] 内は、評価実施件数である。

## イ 評価書の公表時期

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、評価書を作成し、公表しなければならないとされている（法第10条）。

評価書の公表件数を月別にみると、図7及び表11のとおりである。

### 〔「評価書の公表時期」のポイント〕

- 政策評価の結果を予算要求等に反映するため、政策評価の多くは、例年、8月末の予算概算要求期限までに実施され、評価書の総務大臣への送付、公表が行われている。
- このほか、公共事業については、補助事業の実施地区の採択等のための政策評価が年度末に多く実施されている。

(図7、表11)

図7 評価書の公表時期

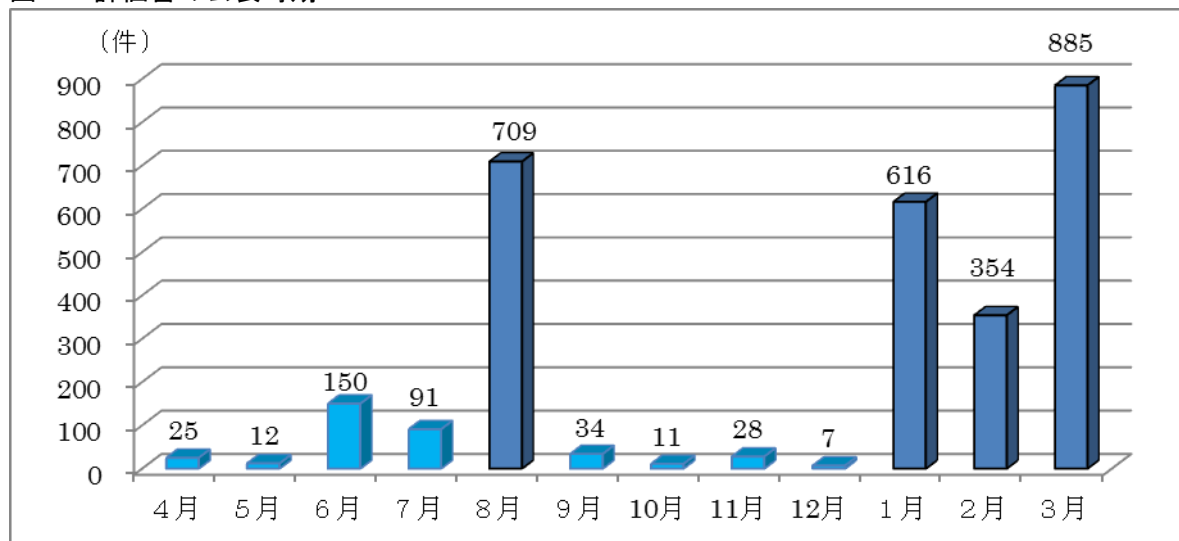


表11 評価書の公表時期

(単位:件)

行政機関名	評価 実施 件数	平成22年										23年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
内閣府	37	0	0	0	0	13	0	2	21	0	0	0	1	
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公正取引委員会	11	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	5	
国家公安委員会・ 警察庁	38	0	2	0	30	1	1	0	0	0	0	0	4	
金融庁	53	0	1	0	0	35	0	2	0	0	2	0	13	
消費者庁	10	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	
総務省	53	0	0	0	0	44	1	3	0	1	0	4	0	
公害等調整委員会	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
法務省	11	0	0	0	0	0	9	2	0	0	0	0	0	
外務省	77	0	8	5	6	38	2	1	4	2	2	2	7	
財務省	32	0	0	30	0	0	2	0	0	0	0	0	0	
文部科学省	76	0	0	0	0	76	0	0	0	0	0	0	0	
厚生労働省	840	1	0	114	0	95	5	1	2	3	612	1	6	
農林水産省	490	0	0	0	0	102	0	0	0	0	0	1	387	
経済産業省	123	0	1	1	1	113	0	0	0	0	0	0	7	
国土交通省	973	0	0	0	48	151	0	0	1	1	0	346	426	
環境省	43	24	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	5	
防衛省	53	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0	24	
計	2,922	25	12	150	91	709	34	11	28	7	616	354	885	

(注) 農林水産省及び国土交通省の平成23年3月の件数には、平成22年度内に評価を実施し、23年4月1日に公表した個別公共事業が含まれている。

### (3) 政策への反映状況

事前評価・事後評価別に政策評価の結果の政策への反映状況をみると、表12及び表13のとおりである。

#### [「政策への反映状況（事前評価）」のポイント]

- 事前評価の結果、平成23年度予算概算要求に反映したものは302件である。これらのうち、評価結果を踏まえ、政策を維持することとしたものが大部分であるが、政策の所要の見直しを行ったもの（評価対象政策の当初案の一部を変更・縮小したなどの改善・見直しを行ったものや、複数の選択肢から適切な政策を選択したもの）は50件となっている。

(表12)

表12 政策への反映状況（事前評価）

（単位：件）

政策評価の結果の政策への反映状況	研究開発課題を対象	個別公共事業（官庁営繕事業等を含む。）を対象	政府開発援助を対象	規制を対象	租税特別措置等を対象	左記以外の個別事業を対象	新規施策を対象	計
評価実施件数	160	320	39	68	193	53	73	906
政策評価の結果の政策への反映件数	160 (70)	320 (87)	39 (20)	68 (0)	193 (1)	53 (53)	73 (71)	906 (302)
うち評価対象政策の見直し等	0	—	—	—	—	11	39	50

（注）1 表中の（ ）内は、平成23年度予算概算要求に反映した件数である。

また、「平成21年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したほかに平成22年度に更に政策への反映を行った件数は56件である。

2 上記のほか、政策評価の結果、平成23年度機構・定員要求に反映したものは31件（機構要求10件、定員要求28件）である。

3 「評価対象政策の見直し等」とは、評価対象政策の当初案の一部を変更・縮小したなどの改善・見直しを行ったもの及び複数の選択肢から適切な政策を選択したものである。

【「政策への反映状況（事後評価）」のポイント】

- 事後評価の結果、これまでの取組を引き続き推進しているもの871件、評価対象政策の改善・見直しを実施しているもの192件、評価対象政策を廃止、休止又は中止しているもの14件となっている。
- 一般分野の政策についてみると、評価結果は、全て予算要求や政策に反映しており、うち政策の見直し等を実施した割合は、43.5%（405件中176件）（昨年度41.9%）となっている。
- 評価対象政策の改善・見直しを実施しているもののうち、評価対象政策の重点化等を行っているもの103件、評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止を行っているもの9件となっている。

（図8、表13）

図8 政策への反映状況（一般分野の政策における反映結果別割合）

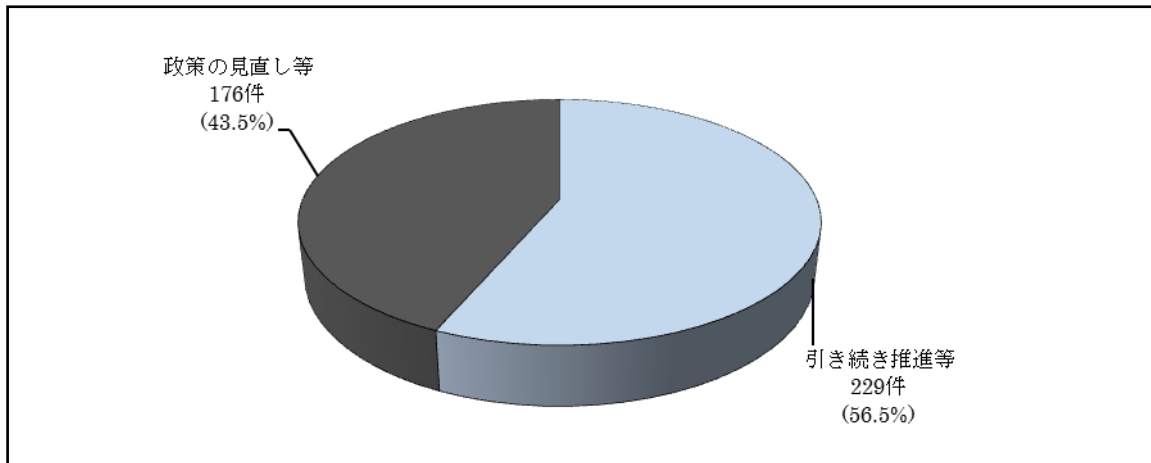


表 13 政策への反映状況（事後評価）

（単位：件）

政策評価の結果の政策への反映状況	現在実施されている政策を対象に評価	一般分野の政策				規制を対象に評価	租税特別措置等を対象に評価	未着手・未了の事業等(個別公共事業及び政府開発援助)を対象に評価(事業評価方式等)	完了後・終了時の事業等(研究開発課題、個別公共事業等)を対象に評価(事業評価方式等)	計
		行政の幅広い分野を対象に定期的に評価(実績評価方式等)	特定のテーマを対象に適期に評価(総合評価方式等)	個別の継続事業等を対象に評価(事業評価方式等)						
評価実施件数	1,082	405	307	58	40	2	31	644	934	2,016
政策評価の結果の政策への反映件数	1,082 (987)	405 (343)	307 (274)	58 (39)	40 (30)	2 (0)	31 (0)	644 (644)	934	2,016
これまでの取組を引き続き推進	871 (793)	224 (179)	163 (140)	31 (15)	30 (24)	2 (0)	31 (0)	614 (614)	—	—
評価対象政策の改善・見直しを実施	192 (180)	171 (159)	143 (133)	26 (24)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	21 (21)	—	—
評価対象政策の重点化等	103 (103)	103 (103)	84 (84)	17 (17)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—
評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止	9 (9)	8 (8)	6 (6)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	—	—
評価対象政策を廃止、休止又は中止	14 (14)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	—	—
その他	5 (0)	5 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	—	—

- (注) 1 表中の( )内は、平成23年度予算概算要求等(23年度予算概算要求、公共事業の補助事業実施地区の採択等)に反映した件数である。
- 2 上記のほか、政策評価の結果、平成23年度機構・定員要求に反映したものは157件(機構要求58件、定員要求148件)である。  
また、「平成21年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」等に掲載した評価結果について新たに政策への反映を行った件数は22件である。
- 3 「評価対象政策の改善・見直しを実施」には、評価対象政策を構成する事務事業について、改善・見直しを行ったものを含む。  
なお、「評価対象政策の改善・見直しを実施」には、(i)評価対象政策の改善・見直し(政策の拡充等)を行っているもの、(ii)評価対象政策の重点化等のみを行っているもの、(iii)評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止のみを行っているもの、(iv)評価対象政策の重点化等及び一部の廃止、休止又は中止の両方を行っているものがある。
- 4 「評価対象政策の重点化等」とは、複数事業の統合等による効率化等により改善・見直しを行ったものである。
- 5 「評価対象政策の重点化等」及び「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」の件数には、一部重複がある。
- 6 「個別の継続事業等を対象に評価(事業評価方式等)」には、個別研究開発課題を対象とした中間評価1件が含まれている。
- 7 「完了後・終了時の事業等(研究開発課題、個別公共事業等)を対象に評価(事業評価方式等)」とは、研究開発課題、個別公共事業等に係る政策評価で、既に事業等が完了又は終了した事業等を対象としてその政策効果の発現状況等を評価したものであり、今後、同種の政策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際して評価結果が反映される。
- 8 「未着手・未了の事業等(個別公共事業及び政府開発援助)を対象に評価(事業評価方式等)」欄には、法第7条第2項第2号により事後評価が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものも含まれる。

## 2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価（概要）

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省（行政評価局）は、前述のとおり、

- ① 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保し又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価（法第12条第1項）
  - ② 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価（同条第2項）
- を行うものとされている（4ページ参照）。

### (1) 政策の評価に関する計画

評価専担組織としての総務省が行う政策の評価に関しては、法第13条第1項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての第12条第1項及び第2項の規定による評価に関する計画を定めなければならないとされており、第13条第2項において、この計画で定めなければならない事項が掲げられている。これらの規定に基づき定める計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

平成22年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画については、22年4月策定の行政評価等プログラムにおいて、以下のような事項を定めている。

- 評価の実施に関する基本的な方針
  - ・ 各行政機関の政策について、統一性を確保するための評価（統一性確保評価）及び総合性を確保するための評価（総合性確保評価）については、重点的かつ計画的に実施
  - ・ 各行政機関の政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点からの取組を推進
- 平成22年度から24年度までの3年間に実施する評価のテーマ
  - ・ 児童虐待の防止等に関する政策評価
  - ・ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価
  - ・ テレワークの推進に関する政策評価
- 平成22年度に実施する評価のテーマ
  - ・ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成に関する政策評価
  - ・ 児童虐待の防止等に関する政策評価
- ※ 既に実施中のもの（総合性確保評価）
  - ・ バイオマスの利活用に関する政策評価

なお、総務省は、行政評価等プログラムについて、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて、毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成23年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画については、23年5月策定の行政評価等プログラムにおいて定め、公表している。また、これらのテーマについては、国民からの意見・要望を広く求めている。

([http://www.soumu.go.jp/hyouka/kyotsu\\_n/gyouseihyouka\\_pg.html](http://www.soumu.go.jp/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html))

### (2) 政策の評価の実施状況等

#### ① 統一性又は総合性を確保するための評価

平成22年度における統一性又は総合性を確保するための評価については、3テーマを実施した。これらのうち、1テーマについては、評価の結果を取りまとめ、当



該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表し、その他の2テーマについては、評価を実施中である（平成23年3月末現在）。また、平成20年度から22年度までに評価の結果を取りまとめたテーマのうち、3テーマについては、評価の結果の政策への反映状況が総務省に報告されている。

これらの状況は表14のとおりである。

表14 統一性又は総合性を確保するための評価の実施状況等

区分	評価の実施、評価結果の政策への反映の概要	
評価の結果を取りまとめ、公表した1テーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>バイオマスの利活用に関する政策評価（平成23年2月15日勧告、公表）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ バイオマス利活用施設の設置数の増加など、バイオマスを利活用するための環境が整備されつつあり、「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成14年12月27日閣議決定）に基づく政策が一定の役割を果たしてきた。</li> <li>○ 一方、バイオマスの利活用に関する政策については、政策目的の達成度及び政策効果を的確に把握するための指標の設定、政策のコストや効果の把握及び公表、バイオマスタウンの効果の検証及び計画の実現性の確保等の課題があり、そのための改善方を勧告した。</li> </ul>
評価を実施中の2テーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待の防止等に関する政策評価</li> <li>法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価</li> </ul>	
評価の結果の政策への反映が図られた3テーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価（平成21年6月26日勧告、公表）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ エネルギー需給構造の変革や新たなエネルギー社会の実現、地球温暖化対策のための方策の一つとして、次世代自動車等の普及目標を設定し、車種ごとの特性等を踏まえた普及促進策を実施するなど、政策体系の再構築を実施した。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価（平成21年5月26日勧告、公表）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成23年2月から全都道府県・市町村を対象に配偶者からの暴力に関する相談の受付体制、窓口開設状況等に関する調査を実施しており、その結果を踏まえ相談体制の強化を促進していく。また都道府県等に対し被害者の公営住宅への優先入居等の措置の導入を要請しその拡大が図られた。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価（平成21年3月3日勧告、公表）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ビジット・ジャパン・キャンペーンについては、平成22年度は、アジア4市場（中国、韓国、台湾、香港）に重点的なプロモーションを展開した。また、出入国審査手続に関する案内員を地方空港へも拡大して配置した。ホテル・旅館の従業員を対象に接遇向上のためのセミナーを開催した。</li> </ul>

## ② 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

平成 22 年度においては、表 15 のとおり、各行政機関が実施した政策評価について点検した。

表15 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

平成22年度における点検活動の実施状況
<b>【租税特別措置等に係る政策評価の点検】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 各行政機関が平成 23 年度税制改正要望に際し行った租税特別措置等に係る政策評価を対象に、点検を実施。</li><li>○ 対象とした政策評価は、13 の行政機関に係る 219 件であり、平成 22 年 10 月 21 日に点検結果を税制調査会（平成 22 年度第 2 回租税特別措置・税負担軽減措置等の見直し及び課税ベースの拡大等の検討に関するプロジェクトチーム）に報告するとともに、関係行政機関に通知し、公表（個別の評価ごとに課題を指摘）。</li><li>○ 今後の課題として、不十分な点が目立った政策目的に向けた手段としての「有効性」に関する分析・説明等を充実させ、租税特別措置等に係る政策評価が、租税特別措置等の透明化を図り、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適否や租税特別措置等の具体的な検討に資するものとなるよう、評価の改善に努め、国民への説明責任の徹底を図る必要があることを提起。</li></ul>
<b>【成果重視事業に係る政策評価の審査】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 各行政機関が平成 22 年に行った成果重視事業に係る政策評価を対象に、審査を実施。</li><li>○ 対象とした政策評価は、12 の行政機関に係る 32 件であり、平成 22 年 11 月 30 日に審査結果を関係行政機関に通知し、公表。</li><li>○ 今後の課題として、「目標の達成度合いの判定方法・基準」を始め、政策評価として備えるべき事項の明確化を徹底していく必要があることを提起。</li></ul>
<b>【規制の事前評価の点検】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 各行政機関が平成 22 年に行った規制の事前評価を対象に、点検を実施。</li><li>○ 対象とした政策評価は、8 の行政機関に係る 82 件であり、平成 23 年 2 月 25 日に点検結果を関係行政機関に通知し、公表（個別の評価ごとに課題を指摘）。</li><li>○ 今後の課題として、定性的記述により分析されている評価のうち、一定の前提条件を置くことなどにより、定量的な分析が可能であるものについては、定量化又は金銭価値化を行うなど、今後とも評価の内容の改善に努め、規制の質の向上を図るとともに国民への説明責任の徹底を図る必要があることを提起。</li></ul>